

日本大学法学部校友会則

第一条 本会は、日本大学法学部校友会と称し、事務所を日本大学法学部内におく。

第二条 本会は、日本大学校友会を協力し、会員相互の親睦と向上をはかり母校の発展に寄与することをもって目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

一、会報その他出版物の発行

二、会員名簿の作製

三、その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

第四条 本会の会員は、次の卒業生及び推奨校友をもつて組織する。

一、日本法律学校

二、高等専修科・法学専攻科

三、専門部（法律・政治経済・新聞・経営法學・管理行政）

四、学部（法律・政治経済・新聞・経営法學・管理行政）

五、大学院（法学研究科）

六、専門部（法律・政治経済）

七、専門部（法律・政治経済・新聞・経営法學・管理行政）

八、専門部（法律・政治経済）

九、専門部（法律・政治経済）

十、専門部（法律・政治経済）

十一、専門部（法律・政治経済）

十二、専門部（法律・政治経済）

十三、専門部（法律・政治経済）

十四、専門部（法律・政治経済）

十五、専門部（法律・政治経済）

十六、専門部（法律・政治経済）

十七、専門部（法律・政治経済）

十八、専門部（法律・政治経済）

十九、専門部（法律・政治経済）

二十、専門部（法律・政治経済）

二十一、専門部（法律・政治経済）

二十二、専門部（法律・政治経済）

二十三、専門部（法律・政治経済）

二十四、専門部（法律・政治経済）

二十五、専門部（法律・政治経済）

二十六、専門部（法律・政治経済）

二十七、専門部（法律・政治経済）

二十八、専門部（法律・政治経済）

二十九、専門部（法律・政治経済）

三十、専門部（法律・政治経済）

三十一、専門部（法律・政治経済）

三十二、専門部（法律・政治経済）

三十三、専門部（法律・政治経済）

三十四、専門部（法律・政治経済）

三十五、専門部（法律・政治経済）

三十六、専門部（法律・政治経済）

三十七、専門部（法律・政治経済）

三十八、専門部（法律・政治経済）

三十九、専門部（法律・政治経済）

日本大学法 学部校友会 会則・細則・規程

しなければならない。

第七条 会計取引は、伝票の起票によって始まるものとする。

二、伝票には、經理責任者の認印を受けるものとする。

（經理責任者）

三、既納の入会金及び会費は、返還しないものとする。

（会費等の納入）

会費等の納入は、本会の指定する銀行口座への振込送金をもって納入するものとする。

（会費等の納入）

五、本会の經理事務については、日本大学法学部会計課に委嘱する」とができる。

（会費等の納入）

六、財務委員長は、本会財務委員会を統括し、本会經理に関する責任者となる。

（会費等の納入）

七、本会の經理事務については、日本大学法学部会計課に委嘱する」とができる。

（会費等の納入）

八、財務委員長は、本会財務委員会を統括し、本会經理に関する責任者となる。

（会費等の納入）

九、財務委員長は、本会財務委員会を統括し、本会經理に関する責任者となる。

（会費等の納入）

十、財務委員長は、本会財務委員会を統括し、本会經理に関する責任者となる。

（会費等の納入）

十一、財務委員長は、本会財務委員会を統括し、本会經理に関する責任者となる。

（会費等の納入）

十二、財務委員長は、本会財務委員会を統括し、本会經理に関する責任者となる。

（会費等の納入）

十三、財務委員長は、本会財務委員会を統括し、本会經理に関する責任者となる。

（会費等の納入）

十四、財務委員長は、本会財務委員会を統括し、本会經理に関する責任者となる。

（会費等の納入）

十五、財務委員長は、本会財務委員会を統括し、本会經理に関する責任者となる。

（会費等の納入）

十六、財務委員長は、本会財務委員会を統括し、本会經理に関する責任者となる。

（会費等の納入）

十七、財務委員長は、本会財務委員会を統括し、本会經理に関する責任者となる。

（会費等の納入）

十八、財務委員長は、本会財務委員会を統括し、本会經理に関する責任者となる。

（会費等の納入）

十九、財務委員長は、本会財務委員会を統括し、本会經理に関する責任者となる。

（会費等の納入）

二十、財務委員長は、本会財務委員会を統括し、本会經理に関する責任者となる。

（会費等の納入）

二十一、財務委員長は、本会財務委員会を統括し、本会經理に関する責任者となる。

（会費等の納入）

二十二、財務委員長は、本会財務委員会を統括し、本会經理に関する責任者となる。

（会費等の納入）

二十三、財務委員長は、本会財務委員会を統括し、本会經理に関する責任者となる。

（会費等の納入）

二十四、財務委員長は、本会財務委員会を統括し、本会經理に関する責任者となる。

（会費等の納入）

二十五、財務委員長は、本会財務委員会を統括し、本会經理に関する責任者となる。

（会費等の納入）

祝法学部校友会報創刊

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 監 | 監 | 監 | 常 | 任 | 理 | 理 | 理 | 理 | 理 | 理 | 理 | 理 | 理 | 理 | 理 | 理 | 理 | 理 | 理 | 理 | 理 | 副 | 副 | 總 |
| 監 | 監 | 監 | 事 | 事 | 事 | 事 | 事 | 事 | 事 | 事 | 事 | 事 | 事 | 事 | 事 | 事 | 事 | 事 | 事 | 事 | 事 | 學 | 學 | 部 |
| 事 | 事 | 事 | 事 | 事 | 事 | 事 | 事 | 事 | 事 | 事 | 事 | 事 | 事 | 事 | 事 | 事 | 事 | 事 | 事 | 事 | 事 | 醫 | 學 | 部 |
| 中 | 鈴 | 川 | 宮 | 沖 | 宮 | 松 | 野 | 新 | 內 | 外 | 妻 | 辻 | 高 | 鷹 | 染 | 滝 | 佐 | 小 | 貴 | 菅 | 金 | 加 | 貴 | 鷹 |
| 澤 | 木 | 村 | 本 | 永 | 島 | 岡 | 村 | 国 | 藤 | 木 | 倉 | 橋 | 梨 | 取 | 野 | 口 | 藤 | 堀 | 島 | 野 | 井 | 藤 | 島 | 染 |
| 篤 | 定 | 章 | 彦 | 莊 | 善 | 益 | 信 | 俊 | 萬 | 有 | 昌 | 英 | 公 | 義 | 寅 | 清 | 勘 | 徳 | 健 | 槐 | 直 | 運 | 勝 | 吉 |
| 司 | 章 | 一 | 仙 | 衛 | 高 | 人 | 良 | 彥 | 郎 | 光 | 郎 | 誠 | 吉 | 之 | 稠 | 信 | 久 | 彦 | 進 | 彦 | 涉 | 彦 | 吉 | 俊 |